

## 【利用料金】

### (1) 利用料金が介護保険から給付される場合

平常時間帯（午前8時から午後6時）料金

	予防訪問介護相当サービス費（Ⅰ）	予防訪問介護相当サービス費（Ⅱ）	予防訪問介護相当サービス費（Ⅲ）
	週1回程度の利用	週2回程度の利用	週3回程度の利用
月 額	11,720 円	23,420 円	37,150 円

①サービス提供責任者が次のサービス提供を行った場合、下記の料金が加算となります。

(i) 初回加算 ⇒2,000 円/月

・新規に介護予防訪問介護相当サービス計画を作成した場合に、初回（最初）の訪問月と同月内にサービス提供責任者が自ら訪問介護を行ったか、又は他の訪問介護員と同行訪問を行った時。

(ii) 介職員処遇改善加算

- ・加算Ⅰ「1月あたりの総単位数」×13.7%
- ・加算Ⅱ「1月あたりの総単位数」×10.0%

(iii) 介護職員等特定処遇改善加算

- ・加算Ⅰ「1月あたりの総単位数」×6.3%
- ・加算Ⅱ「1月あたりの総単位数」×4.2%

◎この加算は介護職員の処遇改善を目的としたものに使用されます。

\*上記利用料金は、法改正により改訂することがあります。

\*自己負担額は原則、利用料金の1割～3割となります。

\*上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、サービスを行うための介護給付費体系により計算されます。

\*平常時間帯（午前8時から午後6時）以外は割増料金が利用料金に加算されます。

夜間（午後6時から午後10時まで）：利用料金の25%増し

早朝（午前6時から午前8時まで）：利用料金の25%増し

深夜（午後10時から午前6時まで）：利用料金の50%増し

\*体重が重い方や暴力行為が見られる方など、2人でサービスを提供する必要がある方については、ご契約者またはそのご家族等の同意に基づき、通常の2倍料金をいただきます。

\*ご契約いただく方が要支援認定を受けていない場合または、基本チェックリストで事業対象者とならなかった場合、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただき、要支援または、事業対象の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が、介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、ケアプランが作成されていない場合も償還払い

となります。

\*償還払いとなる場合、ご利用いただく方が第一号事業支給費の申請を行うために必要になる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

\*第一号事業給付費に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用いただく方の負担額を変更します。

(2) 利用料金が介護保険から給付されない場合

① 第一号事業給付費を超えてサービスを利用される場合は、利用料金の全額がご契約者の負担になります。

平常時間帯（午前8時から午後6時）料金

	予防訪問介護相当サービス費（Ⅰ）	予防訪問介護相当サービス費（Ⅱ）	予防訪問介護相当サービス費（Ⅲ）
	週1回程度の利用	週2回程度の利用	週3回程度の利用
月 額	11,720 円	23,420 円	37,150 円

上記利用料金は、法改正により改訂することがあります。

\*夜間・深夜・早朝にサービスを利用される場合、割増料金があります。（割り増し額、サービス提供の方法については、「利用料金が第一号事業給付費から支給される場合」と同じになります）

\*但し、付加的サービスや交通費も料金の全額が、ご利用者の負担になります。

② 通常の事業実施地域以外でサービスを提供する場合、要した交通費の実費相当額をいただきます。自動車を使用する場合は、通常事業実施地域を越えた地点から、片道1km当たり50円です。